

企業のESG情報の開示に関するIOSCO声明

- 2019年1月、証券監督当局の国際的な集まりであるIOSCO（証券監督者国際機構）は、企業のESG（注1）情報の開示に関するIOSCO声明を公表。
- ESG情報のうち投資判断に重要な影響を及ぼすものについては、既存の開示制度に従い法定開示書類に記載すべきことを確認するとともに、ESG情報が自社にとって重要か否かを検討することや、ESG関連のリスクを評価・監視する社内体制（ガバナンス）を説明すること等を慫慂する内容。



声明の概要

(1) 足元の動向

- 投資家からの情報ニーズが高まっており、情報の信頼性や比較可能性の向上に期待の声
- 企業のESG情報の開示レベルは向上しているが、業種等により進展にばらつき
- TCFD（注2）をはじめ、様々な開示フレームワークの開発が進展

(2) 既存の開示規制

- 事業や業績に重要な影響を及ぼしうる情報は、各国の開示制度に従った適切な開示が必要
- 重要性（materiality）の概念をESG情報に適用する際のガイダンスや、ESG情報に特別の開示規制が設けられている法域も存在

(3) 慫慂される取組み

- ESG情報が自社にとって重要か否かを検討すること
- ESG関連のリスクを評価・監視する社内体制を説明すること
- 情報を偏りなく提供すること
- ESG情報の開示にあたって用いた開示フレームワークがあればそれを明確にすること
（ESG情報が任意開示書類に記載されていても、重要な情報であれば法定開示書類にも記載される必要）

（注1）環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）

（注2）気候変動関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Climate-related Financial Disclosures）。金融安定理事会(FSB)が2015年12月に設立。